



《会計・税務の知識》法人事業税・地方法人特別税について

はじめに

平成26年10月1日以後に開始する事業年度より、地方間の税源の偏在性を是正することを目的として地方法人税（国税）が創設され、法人住民税（地方税）の税率が引き下げられます。同様の趣旨で導入された地方法人特別税（国税）については税率が引き下げられ、事業税（地方税）の税率が引き上げられます。

今回は、地方法人特別税と事業税についてまとめました。

1. そもそも事業税とは

事業税とは、法人・個人が事業を行う上で事務所がある道府県から公共サービスを受けているという対価に対する税金です。法人税法上、損金に算入することが認められています。

なお、地方法人特別税（国税）は、平成20年度税制改正により、消費税を含む税体系の改革を終えるまでの暫定措置として、法人事業税の一部を分離した制度です。今回の改正により地方法人特別税として課税していた一部が法人事業税に還元されています。

2. 事業税が課税される場合（法人の場合）

法人の場合、法人が行うすべての事業に対し課税されます。業種や資本金額の大小により課税方法が変わる場合がありますが、一般的な事業会社の場合、所得金額により課税されます。また、所得金額により課税される場合は、法人税の所得金額をベースに計算します。

【課税の方法】

	所得割	付加価値割	資本割	収入割
一般事業会社	○	-	-	-
※外形対象法人	○	○	○	-
電気・ガス供給業・保険業	-	-	-	○

※資本金の額が1億円を超える法人

3. 事業税・地方法人特別税の分割基準と税率

①分割基準

事業税は、事務所がある道府県ごとに課税する

権利をもっているため、一定の基準で分割する必要があります。1つの道府県で事業を行っている場合は、分割する必要はありません。

一般的な事業会社では、「期末従業員の数」と「事務所等の数」で分割をします。

決算時において会計事務所より、「事務所ごとの従業員の人数は何人ですか？」等の質問がある場合があります。これは、法人事業税又は法人住民税の計算をするうえで、必要なデータとなります。

②税率

外形標準対象法人以外の普通法人に対する、現行の税率と平成26年10月1日以後の税率表は次の通りです。

【事業税】

a. 期末資本金の額が1億円超

	現行	改正案
年400万以下	1.5%	2.2%
年400万超800万以下	2.2%	3.2%
年800万超	2.9%	4.3%

b. 期末資本金の額が1億円以下

	現行	改正案
年400万以下	2.7%	3.4%
年400万超800万以下	4.0%	5.1%
年800万超	5.3%	6.7%

【地方法人特別税】

基準法人所得割額に対して課税されます。

	現行	改正案
外形標準課税対象法人	148%	67.4%
上記以外の法人	81%	43.2%

おわりに

地方法人税が創設されたり、税率が変わったりと留意すべき事項が増えています。また、法人事業税（所得割）は、法人税と連動して計算する必要があります。さらに外形標準課税の対象法人となることで事業税の計算がより複雑になっていきます。ご不明な点は、弊所までご相談ください。
(担当：山川)